

悪質商法トラブルから高齢者を守る！

悪質な「浄水器」の 訪問販売にご注意ください！



事例1

昨日突然、5年前に購入した浄水器の業者が、無料点検にやって来た。点検後、「消耗部品がもうないので、交換ができない」と言われ、35万円の浄水器を勧誘してきた。ミネラルウォーターを毎日買うのと同じくらいの金額で分割払いができるというので、契約をしてしまったが、高額なうえ、分割手数料がかかるので、解約したい。

事例2

マンションに引越しをしてすぐに、突然業者が給湯器の取り扱いの説明にやって来た。「この辺りの水質は良くない。当社で扱っている浄水器を取り付ければ、給湯器の掃除は必要なくなる」と言われたので、30万円の浄水器を購入してしまった。すでに使用しているが高額なので、解約したい。

アドバイス

- ◇ 事例1は、浄水器を使用している人に「点検」と称して訪問し、点検後高額な浄水器を購入させる手口です。
- ◇ 事例2は、マンションの管理会社からの下請け業者と勘違いをさせて、浄水器を勧誘する手口です。
- ◇ いずれも、消費者の知識不足や不安感に付け込んで、かなり強引な方法で契約を結ばせたりします。使用していても、契約書を受け取ってから8日以内ならクーリング・オフが可能です。

被害にあわないために！

- すぐその場で契約をしないで、商品が本当に必要かを考えましょう。
- 一人で悩まず困ったら、周りの方や消費生活センターに相談しましょう！



センターに
相談してね。

名古屋市消費生活センター

名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階
平日 TEL 052-222-9671
土・日 TEL 052-222-9690

* 祝日年末年始を除く

相談受付時間 午前9時から午後4時15分
(土・日は電話相談のみ)